

東員町省エネエアコン購入促進補助金 Q & A

最終更新日：令和8年8月20日

目次

1 対象者について	3
(1-1)対象者の条件は。	3
(1-2)住民登録前の購入は対象になりますか。	3
(1-3)世帯主でなくても申請できますか。	3
2 対象家電について	3
(2-1)対象家電は何ですか。	3
(2-2)新古品や中古品も対象になりますか。	3
(2-3)リース品は対象になりますか。	3
(2-4)申請者と使用者が異なる場合も対象になりますか。	3
(2-5)事務所や店舗に設置する機器は対象になりますか。	4
(2-6)設置場所は東員町外でも対象になりますか。	4
(2-7)購入した家電が対象となる家電かどうか分かりません。調べてもらえますか。	4
3 対象経費について	4
(3-1)対象経費は何ですか。	4
(3-2)購入時に使用したクーポンは購入費用に含まれますか。	4
(3-3)購入時に使用したポイントは購入費用に含まれますか。	4
(3-4)購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。	4
(3-5)各種費用の合算後に値引きがされている場合はどうなりますか。	4
4 補助額について	4
(4-1)補助額はいくらですか。	4
(4-2)対象家電をまとめ買いしたら、それら全てに補助金は出ますか。	5
(4-2)対象家電を同時に2台購入した場合、家族それぞれが申請して補助金を受け取れますか。	5
5 対象店舗について	5
(5-1)どの店舗で買っても対象ですか。	5
(5-2)インターネットでの購入は対象になりますか。	5
(5-3)町内の販売店であるかどうかは、どこで判断するのですか。登記上の住所ですか。	5
6 対象期間・受付期間について	5
(6-1)対象となる購入期間はいつまでですか。	5
(6-2)申請の受付期間はいつまでですか。	5
(6-3)申請できるのはどの時点からですか。	5
(6-4)令和9年2月28日（日）に購入したエアコンの設置が令和9年3月1日以降になった場	

合は対象になりますか。	5
(6-5)この事業はいつまでやっていますか。	6
7 手続きについて	6
(7-1)申請はどのようにすればよいですか。	6
(7-2)電子申請はどのようにしたらいいですか。	6
(7-3)なぜ電子申請にはスマートフォンが必須なのですか。	7
8 必要となる書類について	7
(8-1)必要書類は何ですか。	7
(8-2)必要書類のレシートや保証書は原本を提出するのですか。	7
(8-3)保証書は販売店の保証書でもいいですか。	7
(8-4)補助金振込先の口座は本人名義以外の口座でも可能ですか。	8
(8-5)補助金が振り込まれるまでに、どれくらいの時間がかかりますか。	8
(8-6)必要書類を紛失してしまった場合はどうすればいいですか。	8
9 その他	8
(9-1)申請後、決定通知や不備の連絡が届くまでに、どれくらい日数がかかりますか。	8
(9-2)国の補助金と併用は可能ですか。	8

1 対象者について

(1-1)対象者の条件は。

対象者となるのは、下記の条件をすべて満たす方です。

(1) 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに、東員町内に所在する店舗又はみえ省エネ家電推進協力店から新品の対象省エネエアコンを5万円（税抜）以上購入し、町内の住宅に設置した方。

(2) 補助金の申請日において、東員町に住民登録があり成年されている方。

(3) 令和8年度に本補助金の交付を受けていない人。

※過去の省エネ家電補助を受けている人でも、改めて申請できます。

(1-2)住民登録前の購入は対象になりますか。

補助金の申請日に東員町に住民登録があれば対象となります。

(1-3)世帯主でなくても申請できますか。

(1-1) の要件を満たしていれば、世帯主に限らず申請できます。ただし、年度内につき1人1回限りです。

2 対象家電について

(2-1)対象家電は何ですか。

目標年度2027年度の「省エネ基準達成率」が100%以上のエアコン

※省エネ性マーク「緑色のeマーク」が目印です。

※省エネ性マークは、省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) をご確認ください。

※サイトに登録のない製品については、製造事業者や販売店などにご確認ください。

(2-2)新古品や中古品も対象になりますか。

対象になりません。

(2-3)リース品は対象になりますか。

リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外となります。

(2-4)申請者と使用者が異なる場合も対象になりますか。

対象になりません。

本事業は、申請者が町内の自らが居住する住宅で使用することを条件としています。なお、補助の交付を受けた製品を譲渡などする場合には事前に町長への承認を受ける必要があり、譲渡などにより得た収入に対して返還を求める場合があります。

(2-5)事務所や店舗に設置する機器は対象になりますか。

住宅のみとなり対象とはなりません。ただし、店舗兼住宅の場合は住居部分への設置は対象となります。

(2-6)設置場所は東員町外でも対象になりますか。

町外に設置する家電については対象となりません。

(2-7)購入した家電が対象となる家電かどうか分かりません。調べてもらえますか。

購入された家電が対象となる家電かどうかは役場で調べることはいたしません。購入店にお問い合わせいただくか、省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) 等にて、ご自身でご確認ください。

3 対象経費について

(3-1)対象経費は何ですか。

エアコンの購入費用（税抜）のみが対象です。

それ以外の経費（工事費、諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料）などは対象外となります。

(3-2)購入時に使用したクーポンは購入費用に含まれますか。

購入費用に含まれません。

実支出額で判断するため、販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引など）は、割引後の支払額を購入額として計算します。

(3-3)購入時に使用したポイントは購入費用に含まれますか。

購入費用に含みます。

(3-4)購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。

購入費用からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社などが実施する請求額の減額などについては考慮しません。

(3-5)各種費用の合算後に値引きがされている場合はどうなりますか。

値引きは、エアコン本体に対してなされたものとみなし、本体価格から差し引きます。

4 補助額について

(4-1)補助額はいくらですか。

購入額（税抜）に応じて補助額が変わります。

(1) 15万円以上の購入補助額3万円

(2) 10万円以上15万円未満の購入補助額2万円

(3) 5万円以上10万円未満の購入補助額1万円

(4-2)対象家電をまとめ買いしたら、それら全てに補助金は出ますか。

1台分しか対象になりません。

(4-2)対象家電を同時に2台購入した場合、家族それぞれが申請して補助金を受け取れますか。

それぞれ別で支払いを済ませ、レシート等が別であれば個別に申請が可能です。レシートが1枚の場合、ひとりしか申請できません。

5 対象店舗について

(5-1)どの店舗で買っても対象ですか。

対象となる店舗は、東員町内に所在する店舗またはみえ省エネ家電推進協力店 (<https://mie-decokatsu.pref.mie.lg.jp/partner/#partner-info>) です。レシートなどで東員町内に所在する店舗またはみえ省エネ家電推進協力店であることが確認できることが交付対象となる条件です。

(5-2)インターネットでの購入は対象になりますか。

オンラインショップやインターネットオークション等での購入は対象となりません。

(5-3)町内の販売店であるかどうかは、どこで判断するのですか。登記上の住所ですか。

レシートに記載される住所地で判断します。

6 対象期間・受付期間について

(6-1)対象となる購入期間はいつまでですか。

令和8年4月1日（水）から令和9年2月28日（日）までです。

※申請が予算枠に達した時点で、期間内であっても受付を終了します。

※同日の受付で予算額を上回る複数の申請を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

(6-2)申請の受付期間はいつまでですか。

令和8年8月20日（木）から令和9年3月19日（金）までです。

※申請が予算枠に達した時点で、期間内であっても受付を終了します。

※同日の受付で予算額を上回る複数の申請を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

(6-3)申請できるのはどの時点からですか。

支払いが終了し、家電の設置が完了した時点から申請が可能です。

(6-4)令和9年2月28日（日）に購入したエアコンの設置が令和9年3月1日以降になった場合

は対象になりますか。

令和9年3月19日（金）までに設置していれば、対象となります。

(6-5)この事業はいつまでやっていますか。

令和9年2月28日までの購入に対する補助ですが、受付期間内でも申請が予算枠に達した時点で受付を終了します。

同日の受付で予算枠を上回る複数の申請を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

7 手続きについて

(7-1)申請はどのようにすればよいですか。

電子申請のみ受け付けます。

町ホームページから、マイナンバーカードを用いて電子申請してください。

(7-2)電子申請はどのようにしたらいいですか。

電子での申請にはマイナンバーカードを読み取ることができるスマートフォンが必要です（パソコンのみは不可）。スマートフォンでの申請は次のとおりです。



なお、電子申請が苦手な方に向けて、申請を支援する窓口を下記のとおり開設しますので、必要な方はご利用ください。事前に電話予約が必要です。

日程：令和8年8月20日から令和9年3月19日まで（土日祝を除く）

時間：午前9時から午前11時、午後2時から午後4時

場所：東員町役場1階 みらい環境課窓口

内容：電子申請のお手伝いをします。必要書類に加え、マイナンバーカードや、ご自身のスマートフォンをお持ちください。マイナンバーカードがない場合は、その旨を予約時にお申し出ください。

(7-3)なぜ電子申請にはスマートフォンが必須なのですか。

省エネエアコン製品購入促進補助金の電子申請は、「ロゴフォーム」という入力フォームを使用しています。この「ロゴフォーム」に対応する「マイナンバーカード読み取り用アプリケーション」として、東員町では「マイナサイン」というアプリケーションを採用していますが、この「マイナサイン」には、残念ながらウインドウズ版がまだ存在しません。

将来的にはウインドウズ版が開発される可能性もあるとは思いますが、当面の間は、「ロゴフォームでマイナンバーを用いて電子申請する」場合は、「マイナサイン」がインストール済のマイナンバーカード対応スマートフォンが必須となっています。

8 必要となる書類について

(8-1)必要書類は何ですか。

以下の書類が申請に必要なになります。画像データで提出してください。

(1) レシート等の写し

※申請者が東員町内に所在する店舗または三重省エネ家電推進協力店で期間内に対象エアコンを購入したことが証明できるもので、製品名や機種型番、支払額の内訳が記載されたもの。

※専用アプリで確認できる、いわゆる電子レシートを画像化して添付しても構いません。

(2) 製造事業者が発行した対象製品の保証書の写し

※機種型番、製造番号、購入日、申請者の氏名と住所が記載されたもの。店舗印の有無は問いません。保証書に記載されている氏名と住所は、申請者と一致している必要があります。

(3) 補助対象製品であることが確認できる資料等の写し

※「省エネ型製品情報サイト」の該当商品部分を画像化し、添付していただいてもかまいません。

(8-2)必要書類のレシートや保証書は原本を提出するのですか。

原本を撮影し、画像データでご提出ください。

(8-3)保証書は販売店の保証書でもいいですか。

販売店の保証書ではなく、製造事業者が発行する保証書が必要です。

(8-4)補助金振込先の口座は本人名義以外の口座でも可能ですか。

補助金の振込先口座は申請者（請求者）本人名義のものに限ります。

(8-5)補助金が振り込まれるまでに、どれくらいの時間がかかりますか。

申請書類に不備がなければ、受付からおおよそ一か月程度で指定口座に振り込みます。

(8-6)必要書類を紛失してしまった場合はどうすればいいですか。

購入店に相談し、再発行等してもらってください。

※令和8年8月19日以前に購入したエアコンについては、レシート等を処分済である場合を考慮し、必要書類のうちレシート等の写しに関しては、次の内容を認めます。ただし、必要な内容をすべて確認する必要があります。

○販売店にて作成された販売実績表等の印刷物

○納品書等に、支払日等の記入が販売店によりなされたもの

9 その他

(9-1)申請後、決定通知や不備の連絡が届くまでに、どれくらい日数がかかりますか。

申請後、支給決定通知等が届くまでの期間は、おおむね次のとおりです。

○申請内容が要件を満たし、必要書類もすべて整っている場合

→申請から2週間程度で、「支給決定通知」を送付します。

○書類の不備や書類不足の場合

→申請から10日以内に、不足等の書類がある旨を連絡いたします。その送付の日から10日以内に、不足書類が提出され、要件を満たすことが確認できたら、申請の日に遡って申請は有効とします。ただし、不足書類がある旨の連絡から10日を過ぎても不足書類の提出がない場合は、申請自体を却下とし、原則として申請書類を返却します。

○申請内容が要件を満たさない場合

→申請は却下とし、原則として申請書類を返却します。

いずれにしても、2週間経過して何も連絡がない場合は、みらい環境課までお問い合わせください。

(9-2)国の補助金と併用は可能ですか。

「東員町省エネエアコン購入促進補助金」は、国の交付金を財源としているため、他の国の補助金との併用はできません。